

久留米市転入ファミリー一定住奨励補助金

補助金申請のしおり



平成 29 年 3 月 31 日

まで受付！！

「久留米市転入ファミリー定住奨励補助金」に申請希望の方は、下記の要領で申請をお願いします。

1 久留米市転入ファミリー定住奨励補助金の概要

久留米市では、対象期間内に市内に住宅を取得し、市外から転入された方に【基本額】10万円＋【加算額】最大20万円（合計で最大30万円）の「定住奨励補助金」を交付します。

2 対象要件

次の要件を全て満たした方が対象となります。

- ① 平成24年4月1日～平成29年3月31日までに、久留米市内に自己が所有するための住宅を購入(中古住宅を含む)、又は新築した方

※ 住宅購入等の日の判断基準日は、所有権登記日とします。

※ 申請者は建物の「所有者」となります。

※ 共同で住宅を所有する場合は、1名限りとします。

- ② 平成27年7月1日～平成29年3月31日までに、購入又は新築した住宅の所在地に、市外から住所を移した方。

※ 住所を移した日の判断基準日は、住民票上の「住民となった年月日」とします。

ただし、本市に転入するにあたり住宅が建設中等の理由で当該所在地を住所とすることができず、その間やむを得ず一時的に賃貸住宅等（久留米市内に限る。）の所在地を住所とした場合は、完成後に住宅へ転居した日を「住民となった日」とします。

- ③ 3年以上久留米市に定住する意思がある方
④ 自治会の趣旨を理解し、地域コミュニティ活動に参加し、及び協力する意思がある方
⑤ 本市の市税や料金等の滞納がない方
⑥ 暴力団員でない方、暴力団員及び暴力団と親密な関係がない方
⑦ 本市の「空き家活用リフォーム助成事業」との併用はできません。

3 申請の受付期間・日時

平成29年3月31日まで
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。）
8時30分から17時15分まで

4 申請に必要な書類

申請時に、以下の書類を提出してください。

(1) 久留米市転入ファミリー定住奨励補助金交付申請書

(2) 誓約書

※申請者本人による自署が必要です。

(3) 申請者の属する世帯の構成員全員の久留米市住民票の写し（複写可）

(4) 住宅の登記事項証明書又は登記簿謄本（複写可）

(5) 市内で三世代が居住することを証明する関係者(※1)の住民票及び戸籍の写し（複写可）(同居の場合は省略可) (※2)

※1 申請者(配偶者を含む。)との関係性を確認する必要がありますので、「戸籍の写し」は申請者が取得し、申請者と関係者との関係性がわかる表記があることが必要です。

※2 ただし、同居の場合には(3)の久留米市住民票に続柄のみ表記されているものを提出していただく必要があります。

(6) 請求書

(7) その他市長が必要と認める書類

5 申請の審査結果

提出された申請書類の審査を行い、申請後 1 ヶ月を目途に交付の可否の通知（審査結果の通知）をします。

【基本額】 10万円

市内に自己が所有するための住宅を購入(中古住宅を含む。)し、市外から転入された方

【加算額】 下記の加算項目に該当する分について加算します。

※ ただし、小郡市、大川市、うきは市、大刀洗町、大木町から転入された方は基本額のみとなります。

① 中学生以下の子どもと同居している世帯

⇒ 10万円

ただし、申請日時点で中学生以下の子どもが同居していること

【同居について】

- ・申請者と世帯は別だが、同一住宅に住んでいる場合
- ・二世帯住宅に住んでいる場合

※上記の場合については、住民票上で世帯が別になっていても、同居として取り扱うため、要件を満たすこととする。

② 三大都市圏(※)及び福岡市からの転入世帯

⇒ 5万円

※ 三大都市圏とは

埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県
京都府、大阪府、奈良県

③ 三世代市内近居(同居を含む。)

⇒ 5万円

【三世代について】

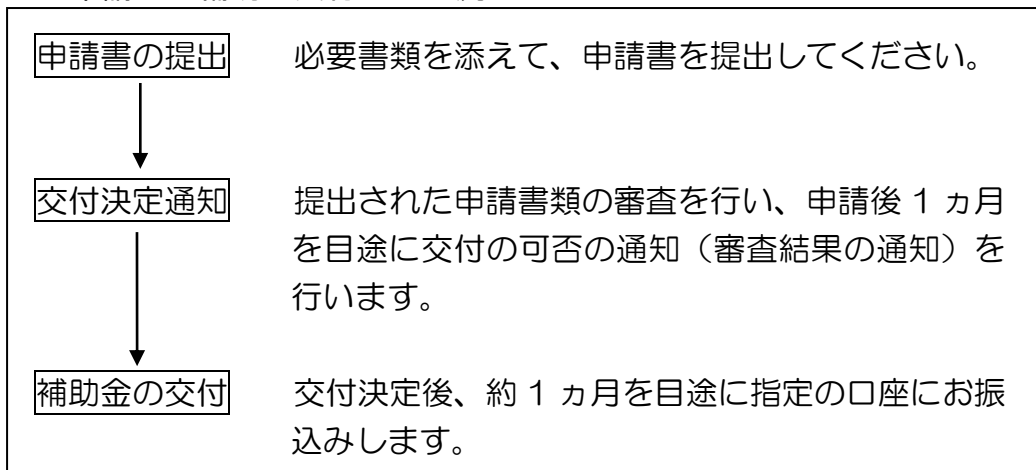
- ・三世代の成立日は申請日時点です。
- ・三世代目の子、孫の年齢は問わない。(中学生以下でなくてもよい)

【近居例】

※申請者(子ども)が市内に住宅取得し、市内に親が近居している。

※申請者(親)が市内に住宅取得し、市内に子どもが近居している。

7 申請から補助金交付までの流れ



8 通勤定期利用補助のご案内

【通勤定期利用補助】

転入ファミリー定住奨励補助金交付対象世帯(1世帯1名に限る)に対して通勤定期券の一部を補助する「通勤定期利用補助」の対象となると思われる方は別途、申請が必要になります。

詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

9 申請の受付場所・お問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3 久留米市役所9階
久留米市 移住定住促進センター

(総合政策部 シティプロモーション課内)

TEL: 0120-888-748 FAX: 0942-30-9703

E-Mail teiju@city.kurume.fukuoka.jp

※ 総合支所、市民センターでは、本申請の受付は行っておりません。

※ 申請書等を郵送する場合は、書留での送付をお願いします。